令和４年第１回山北町議会定例会の経過　（３月 10 日）

議　　長　　皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。　（午前９時00分）

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第１、議案第７号　山北町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第７号　山北町空家等の適正管理に関する条例の制定について。

山北町空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、空家等対策の推進に関わる特別措置法等に定めるもののほか、空家等の適切な管理の促進を図るため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　環境課長。

環　境　課　長　　それでは、議案第７号　山北町空家等の適正管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、町では、平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不全空家等の所有者に対する指導を行ってまいりました。

管理不全空家の問題は全国的な社会問題の一つであり、単に老朽家屋が危険であるということではなく、私有財産に関わる案件であることから対策には様々な分野が関係するとともに、解決にはかなりの時間を要することも想定されます。

こうした事案に対しまして、法律、不動産等の専門家から御意見を伺い、それぞれの事情を踏まえた具体的な対策が必要であるため、空家特措法に基づく法定協議会の設置に加え、緊急時に対応可能とする町独自のルールを規定し、さらなる放置空家等対策を推進するために新規条例を定めるものでございます。

それでは、条例の概要を御説明させていただきます。

１枚目をお開きください。

本則でございますが、第１条につきましては本条例の目的を定めたものです。

本条例は空家等対策の推進に関する特別措置法に加えて、町として、必要な事項を定めることで空家等の適正な管理の促進を通じて地域住民の生命、身体または財産を保護し､良好な生活環境の保全を図ることとしております。

第２条につきましては、本条例で使用する用語を定義するものです。

本条例は法と一体で運用することを想定していることから、用語についても法の定義のとおりとしております。

第３条につきましては、所有者等の責務を規定するものです。空家等の所有者または管理者は、自身の所有、または管理する空家等の適正な管理に努めなければならないものとしております。

第４条につきましては、町の責務を規定するものです。町は、所有者等に対して、空家等の適切な管理を促すとともに特定空家等が発生することを予防するなど必要な措置を適切に講ずるものとしております。

第５条につきましては、協議会の設置等を規定するものです。

第１項では、協議会の設置について、法第７条の規定に基づくものとしております。

第２項では、協議会の審議内容について、法第７条第１項に規定する協議会及び町内にある空家等に関わる意見聴取をするものとしております。

第３項では、協議会の人数について、委員10人以内をもって構成するものとしております。

第４項では、その他協議会の組織や運営に関し、必要な事項について別途規則で定めるものとしております。

１枚をおめくりください。

第６条につきましては、関係機関との連携について規定するものです。町は警察や消防等の関係機関と連携して、協力体制を構築するよう努めるものとしております。

第７条につきましては、調査等について規定するものです。

第１項では、町や空家等を発見、もしくは情報提供を受けたときの対応について、法第９条第１項の規定による必要な調査、または法第９条第２項の規定による立入調査を行うものとしております。

第２項では、法第12条の規定による情報の提供や助言等について、前項の規定を受けて必要に応じて行うものとしております。

第３項では、前項で規定する情報の提供や助言について、必要に応じて協議会の意見を聞くことができるものとしております。

第８条につきましては、空家等の所有者等に関する情報の利用等について規定するものです。町は法第10条第３項の規定に基づき、空家等の所有者に関する必要な情報を自治体や地域住民に求めるものとしております。

９条につきましては、安全代行措置について規定するものです。

第１項では、安全代行措置が認められる要件について、町は法第14条第２項の規定による勧告を受けた所有者等から勧告処置の代行依頼があり、かつ町が代行することに合理的な理由が認められる場合に、所有者等の負担において安全代行措置を実施できるものとしております。

第２項では、安全代行措置の実施について、あらかじめ協議会に諮問するものとしております。

第３項では、措置実施に要した費用について、所有者等から徴収するものとしております。

第10条につきましては、緊急措置について規定するものです。

第１項では緊急措置が認められる要件について、町が緊急の必要があるために危害を回避する措置を講じられるのは、空家等の所有者等が確知できない場合、もしくは確知できるもの、できているものの所有者等が自ら改善できないことについて、正当な理由が認められ、かつ所有者等の同意が得られた場合としております。

第２項では、緊急措置の実施について、必要に応じて協議会に諮問できるものとしております。

第３項では、所有者等への通知について、町は所有者等が確知できない場合を除いて措置を実施したことをその所有者等に通知するものとしております。

第４項では、措置実施に要した費用について、所有者等から徴収するものとしております。

第５号では、協議会への報告について、緊急措置を実施した場合には、協議会へ報告するものとしております。

第11条につきましては、条例の施行に必要な事項について規則に委ねることを規定しております。

附則。この条例は令和４年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第７号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託としますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

質疑がある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第７号は総務環境常任委員会に付託します。

日程第２、議案第８号　山北町工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第８号　山北町工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

山北町工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、工場立地法の一部改正により県が有する町村区域における緑地面積率の準則の制定権が町に移譲されたことに伴い、必要な事項を定めるため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　それでは議案第８号　山北町工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例につきまして、御説明させていただきます。

初めに、工場立地法は工場開発に起因していく深刻化した公害問題や地域

の環境、自然の喪失に対する対策として、昭和49年に施行された法律で、従前は、県条例に基づき準則が定められていましたが、地方分権一括法の施行に伴い、準則の制定権が町に移譲され、新たに町の準則を定める必要が生じたため、提案させていただくものでございます。

それでは、２枚目を御覧ください。

第１条、趣旨につきましては、工場立地法第４条の２第１項の規定に基づき、法の規定により公表された準則に変えて、町域においては、本条例を適用する旨を定めるものでございます。

第２条、定義につきましては、用語の定義を工場立地法において使用する用語の例による旨を定めるものでございます。

第３条、区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合につきましては、第１項として、本条例の適用を受ける対象事業所を製造業等に係る工場、または事業場とすること。立地区域について、都市計画法に基づく都市計画区域ごとの区域設定、緑地面積率及び環境施設面積率をそれぞれ表に規定するとおりとする旨を定めるものでございます。

裏面を御覧ください。

第２項において、都市計画法の規定に基づき告示された地区計画区域において、製造業の係る工場、または事業所を整備する場合、本条例は適用しない旨を定めることでございます。

第４条、建築物屋上等緑化施設等の面積の、緑化面積の算入割合につきましては、建築物の屋上緑化施設を緑地面積及び環境施設の面積に算入する際の算定方法について、定めるものでございます。

第５条敷地が２以上の区域にわたる場合の適用につきましては、工場等の敷地が第３条第１項に規定する第一種区域と第二種区域、または区域指定のない区域と二つ以上の区域にわたる場合、敷地面積に対する割合が最も高い区域に工場が設置されるとみなす旨を定めるものでございます。

第６条、本町に隣接する地方公共団体の長との協議につきましては、工場等の敷地が山北町と隣接する他の地方公共団体の区域に及ぶ際は、条例の適用について、当該地方公共団体の長との協議する旨を定めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和４年４月１日とすることのほか、経過措置として、昭和49年６月28日時点に設置されている工場等の生産施設面積を変更する際は、第３条の規定にある緑地面積と環境施設面積の算定は法準則の規定を準用し、その数値についても読み替える旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第８号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託しますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第８号は総務環境常任委員会に付託します。

日程第３、議案第10号　山北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第10号　山北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和４年４月１日から町の組織機構の見直しが実施されるに当たり､所要の改正を行う必要が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議　　長　総務防災課長。

総務防災課長　それでは、議案第10号　山北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、子ども・子育てを取り巻く諸課題に対応するため、令和４年４月に実施される組織機構の見直しにより、町長の事務局にあった福祉課子ども支援班、認定こども園及び保育園の業務が教育委員会の部局に移行するため、町長の事務部局の職員の定数を減らし、教育委員会の事務部局の職員の定数を増やすものでございます。

なお、職員の総数に変更はございません。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。２枚おめくりください。

第２条につきましては、職員の定数を規定しています。町長の事務部局の職員定数を「129人」から「106人」に改め、教育委員会の事務部局の職員定数を「23人」から「46人」に改めるものでございます。

それでは、１枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は令和４年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第10号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　御異議ないので、議案第10号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　挙手全員。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第４、議案第11号　山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第11号　山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国家公務員について非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等が措置されることに伴い、地方公務員においても同様の措置を取る必要があるため、提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　総務防災課長。

総務防災課長　　それでは、議案第11号　山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、令和３年６月９日に公布された育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、民間労働法制においては、有期雇用労働者の育児、介護、休暇取得要件の緩和の措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務づけが令和４年４月１日から施行されます。

国家公務員についても同様に、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等の措置が令和４年４月１日から施行予定となっており、地方公務員についても同様の措置を行う必要があることから町でも所要の措置を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

２枚おめくりください。

第２条第３号につきましては、非常勤職員の育児休業をすることができない要件を規定しておりますが、「引き続いて在職した期間が１年以上である非常勤職員」との要件を廃止するものでございます。

１枚おめくりください。

第18条第２号につきましては、非常勤職員の部分休業をすることができない要件を規定しておりますが、「引き続いて在職した期間が１年以上である非常勤職員」との要件を廃止するものでございます。

第22条につきましては、育児休業を取得しやすい職場環境整備及び妊娠、出産の申出をした職員に対する個別の周知、意向確認の措置を任命権者に義務づけるものでございます。

第23条につきましては、育児休業の請求が円滑に行われるよう任命権者が行うべき措置で、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するものでございます。

それでは、１枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は、令和４年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第11号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入れたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　御異議ないので、議案第11号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　挙手全員。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第５、議案第12号　山北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第12号　山北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町課設置条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　総務防災課長。

総務防災課長　それでは、議案第12号　山北町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に条例改正の概要でございますが、報酬等審議会事務局の所管課を規定した条項を役場、組織機構の見直しにより改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。２枚おめくりください。

第６条の「総務防災課」を「企画総務課」に改めるものでございます。

それでは、１枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は令和４年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第12号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　御異議ないので、議案第12号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　挙手全員。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第６、議案第13号　山北町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第13号　山北町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、教育認定子どもと保育認定子どものニーズの変化に対応し、利用実態に基づいた定員設定とするため、関係条例の改正を提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　福祉課長。

福祉課長　それでは、議案第13号につきまして、御説明させていただきます。

２枚目をお開きください。

山北町認定こども園条例の一部を改正する条例。

山北町認定こども園条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正理由でございますが、認定こども園の定員について、利用実態に基づいた定員に改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第２条、山北町立やまきたこども園の定員を改正前の「200人」から改正後「140人」とするものです。

前のページにお戻りください。

附則。この条例は令和４年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第13号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

３番、和田成功議員。

３　番　和　田　提案理由で利用実態に基づいた定員設定とありますけれど、現状また来年、令和４年度の園児の人数見込み、その辺が分かりましたら御説明願います。

議　　長　福祉課長。

福　祉　課　長　山北こども園につきましては140人に定員を減らしますが、令和４年の入園見込み数は106名ということで十分足りているところでございます。

また向原保育園も規則のほうで定員を減らしますけども、それも十分足りているというところでございます。岸幼稚園につきましても、同様でございます。

議　　長　３番、和田成功議員。

３　番　和　田　はい、分かりました。

それともう一点、ニーズの変化に対応してというふうに提案理由ありますけれど、どのようなニーズの変化を把握しているというか、捉えているのか、御説明願います。

議　　長　福祉課長。

福　祉　課　長　教育認定と保育認定、このニーズの違いでございますが、今、御両親ともに働いてるというスタイルがスタンダードということで、要は、教育認定のほうよりも保育ニーズのほうが高いといったことをつかんでございます。

議　　長　ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13　番　石　　田　　13番、石田でございます。

この条例改正に伴って規則のほうも必然的に変えていくようになるんではないかと思うんですけども、今１号から３号まで定員が定められておりますけども、これについては、どのように変えるんでしょう。

議　　長　　福祉課長。

福　祉　課　長　　こども園につきましては、条例で定員が定められてございますので、ここで改正をさせていただくものなのですが、保育園につきましては規則に定められてございますので、併せて規則の改正を今後行います。

具体的には、120人の定員を115、５人マイナスという定員にさせていただく予定でございます。また岸幼稚園は定員105を80人に教育委員会の規則で改正するということの予定となってございます。

議　　長　　石田照子議員。

13　番　石　　田　　こども園の条例規則の中に、１号認定の子どもは60人、２号が80人、３号が満１歳以上が45人、１歳未満が15人というふうに定められているんですけども、ここも当然変わってくるわけです。

議　　長　　福祉課長。

福　祉　課　長　　おっしゃるとおりでございます。ゼロ歳の３号認定、これが15名から９名に減ります。１、２歳の３号認定が45人から41名に減ります。３歳から５歳の１号認定、教育分のほうですけども60名から12名に減ります。３歳から５歳の２号認定、こちら保育ニーズでございますが80から78に減らすということにしてございます。

議　　長　　石田照子議員。

13　番　石　　田　　よく分かりましたけども、１号認定の子ども60人から12名にということは、やはりニーズがないということで。

議　　長　　福祉課長。

福　祉　課　長　　おっしゃるとおりでございます。教育ニーズよりも保育ニーズのほうが現在はそのスタイルが主流だということでございます。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

９番、府川輝夫議員。

９　番　府　　川　　９番、府川です。

この条例の内容は理解するわけですけども、これに伴って職員体制というか、保育士の体制、この辺はどういうふうに変化があるんでしょうか。

議　　長　　福祉課長。

福　祉　課　長　　現在、正職員が13名、会計年度任用職員が20名で対応してございますが、定員はここで改正して減らしますけども、その人数は変更ございません。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第13号採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第７、議案第14号　山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

議　　長　　議案第14号　山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　保険健康課長。

保 険 健 康 課 長　　それでは、議案第14号について御説明させていただきます。

２枚目をお開きください。

山北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

山北町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点により、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い地方税法施行令が改正されたため所要の改正を行うものです。

まず１点目は、国民健康保険被保険者である未就学児に対し、科する国民健康保険税均等割の５割を公費より軽減するものでございます。

２点目は､未就学児が低所得世帯の軽減措置の対象世帯に属する場合には、その減額後の均等割額から５割を軽減するものでございます。

３点目は、法改正に伴う国民健康保険法施行令等に合わせ、条ずれ及び文言等を整理するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

１ページ目をお開きください。

第３条の見出しから第５条の２の見出しについて、所得割、資産割、均等割、平等割それぞれの文言の前に「基礎課税額の」を加え、課税に係る定義を明確にします。

また、引用先の条が複数の項立てになったことにより、同条第１号中「第15条」を「第15条第１項」に改めます。

２ページ目をお開きください。

第６条は、後期高齢支援金課税額の所得割額の算定について、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削除します。

第12条第１項中「同条」を「その減額後」に改めます。

第13条の７第１号において、「第11条の２第２項」を「第13条の２第２項」に改める箇所、続いて３ページ目の第13条の８第１項において、「第９条第１項」を「第11条第１項」に改める箇所について、引用条文、条ずれが発生した箇所を改めるものです。

４ページ目をお開きください。

地方税法の引用条例が改められたことにより、第15条中「法第703条の５」を「法第703条の５第１項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、５ページ目の同条第２号中「法第703条の５」を「法第703

条の５第１項」に改め、６ページ目の同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、７ページ目の同条第３号中「法第703条の５」を「法第703条の５項第１項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加えます。

８ページ、９ページ目をお開きください。

第15条に新たに１項を設けております。第２項は未就学時の減額について記述しており、第１号については被保険者に係る基礎課税額の被保険者、均等割のそれぞれの区分に応じ、未就学児一人についての額を、第２号については被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割のそれぞれの区分、未就学児一人についての額を定めています。

また第15条の２中「第15条の３」を「次条」に、「前条」を「前条第１項」に。

10ページ目をお開きください。

「前条第１号中」を「前条第１項第１号」に改めます。

また、第15条の４第１項第２号については、（イ）（ア）中「健康保険法」、（イ）「船員保険法」、（ウ）「国家公務員等共済組合法」または「地方公務員等共済組合法」の次にそれぞれ公布された年等を加えます。

11ページ目を御覧ください。

附則第２項については、先ほど同様「第15条」「第15条第１項」に「同条中」を「同項中」に「法第703条の５」を「法第703条の５第１項」に改め、「100万円」を「110万円」に改めます。

続いて、12ページから18ページの附則第３項、第４項及び第６項から第13項までの規定中の「第15条」を「第15条の第１項」に改める改正について、先ほど同様に引用先の条が複数の項立てになったことによる改正でございます。

それでは、議案にお戻りください。

附則。第１項、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第５条の２の改正規定（「第15条」を「第15条第１項」に改める部分に限る。）、第12条の改正規定第15条の改正規定（「法第703条の５」を「法第703条の５第１項」に改め、同条第１項の次に１項を加える改正規定）、

第15条の２の改正規定、附則第２項（「第15条」を「第15条第１項」に改め、「法第703条の５」を「法第703条の５第１項」に改める部分に限る。）及び附則３項第４号及び第６項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和４年４月１日から施行する。

第２項、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の山北町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上で説明を終わります。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第14号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

12番、冨田陽子議員。

12　番　冨　　田　新旧対照表の８ページ、９ページにかかる未就学時の減額のところですが、山北町町内ではこれに該当する世帯というのはどれぐらいいられるんでしょうか。

議　　長　保険健康課長。

保険健康課長　対象者数でございますが、令和４年１月末現在で未就学児は18世帯の21人でございます。

議　　長　冨田陽子議員。

12　番　冨　　田　それに関わり、全体的な国民健康保険の税額といいますか、の影響はどのぐらいなんでしょうか。

議　　長　保険健康課長。

保険健康課長　影響力でございますが、負担金対象金額としましては24万8,040円、これが国が２分の１、県が４分の１、町が４分の１負担することになっておりますので、町は４分の１ですので６万2,010円、これが町が負担するようなことになります。

議　　長　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第14号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第８、議案第15号　山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

議　　長　　議案第15号　山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消防団員等公務災害補償等の責任共済等に関わる法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　総務防災課長。

総務防災課長　　それでは、議案第15号　山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法の附則で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。

これを踏まえ、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保する特例を定めた本条例の規定を削除するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

２枚おめくりください。

第３条第２号の「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融金庫に担保に供する場合は、この限りではない。」を削るものでございます。

それでは、１枚お戻りいただき、改正分を御覧ください。

附則１、施行期日、この条例は令和４年４月１日から施行する。

附則２、経過措置、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例による担保に供することができる。

３．年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和２年法律第40号）附則第70条第１項及び第71条第１項に規定する申込みに係る消防補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することはできる。

説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第15号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13　番　石　　田　　13番、石田でございます。

この文言で、補償担保されるということは分かりましたけれども、１点ちょっと新旧対照表のほうの３行が削除されたことによって変わることというのはどのようなものでしょうか。

議　　長　　総務防災課長。

総務防災課長　　この改正によって、どのようになるかといいますと、ですから、ここに書いてあるとおり、この部分がすみません、担保もうできないということで、ただ本町においては、今のところ該当する方はおられません。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第15号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第９、議案第16号　山北町砂利採取場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第16号　山北町砂利採取税条例を廃止する条例の制定について。

山北町砂利採取税条例を廃止する条例は別紙のとおり制定するものとする。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和４年３月30日限りで山北町砂利採取税を廃止することに伴い、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　町民税務課長。

町民税務課長　　それでは、議案第16号　山北町砂利採取税条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

初めに、砂利採取税は法定外普通税として、昭和57年に創設され、課税するに当たっては町道の拡幅、改良、舗装、交通安全施設の整備等の財源にも当てられながら、５年ごとに期間を更新する条例の改正を行ってきました。

砂利採取税の課税には納税義務者への意見聴取と総務大臣の同意が必要となるのですが、納税義務者である砂利採取業者は、既に前回の更新時から難色を示しており、総務省からも課税の継続に対して、近年は指導を受けている状況にありました。

さらに、40年間の課税を実施して町道の整備等にも一定の成果があったことなどに伴いまして、本条例を制定するものでございます。

では、１枚おめくりください。

山北町砂利採取税条例を廃止する条例。

山北町砂利採取税条例は、廃止する。

附則。この条例は令和４年４月１日から施行する。

説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第16号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13　番　石　　田　　13番、石田でございます。

今の説明で大体分かりましたけれども、確認でございます。この砂利採取税の廃止の理由というのは、総務省や、あるいは事業者から難色を示されたことが大きな原因、理由ということと、もう一点、当初の目的であった迂回路の整備がもうある程度出来上がっているというような二つの理由で廃止ということなんでしょうか。

議　　長　　町民税務課長。

町民税務課長　　もう40年にわたって５年ごとに更新してきて、その都度、砂利採取の業者と、それから総務省のほうとは常に調整取りながら継続してきたんですけども、御指摘のとおり、前回、既にもう法定外普通税を徴収してるというのは全国でもほとんどない状況で。ちなみになんですけども、今残っているのは、例えば原子力施設、それと空港ですとか、地域に大きく影響がある、そういったところで法定外普通税を科しているような状況でございました。

それと、もう町の町税総額が16億ぐらいのところで、近年は400万から500万円、１％にも満たない、そのような課税徴収というものはいかがなものかというところが総務省が強くそこを指摘していた、そういったことに伴いまして、もうここで廃止せざるを得ないという、そのような状況でございます。

議　　長　　ほかに質疑のある方どうぞ。

質疑は終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第16号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第17号　令和３年度山北町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第17号　令和３年度山北町一般会計補正予算（第12号）。

令和３年度山北町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条､歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,996万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億8,728万円と定める。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、「第２表、地方債補正」による。

繰越明許費。

第３条､地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表、繰越明許費」による。

令和４年３月４日提出。山北町長　湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、国、県、補助負担金の確定見込み等による変更であり、歳出の主なものは、各事業費の執行見込みによる減額で歳入歳出それぞれ6,996万6,000円を増額するものです。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業ほか、１事業についても繰越明許費の設定をするものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　財務課長。

財　務　課　長　　それでは、議案第17号　令和３年度山北町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、１款町税から23款町債まで歳入合計6,996万6,000円の増額補正でございます。

次に、４ページ、５ページをお開きください。

歳出につきましては、１款議会費から次のページ、６ページの13款予備費まで歳入と同額の増額補正でございます。

８ページ、９ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

臨時財政対策債については、普通交付税の再算定により元金償還分が算定されておりますので、その額を減額をするものでございます。

下段の第３表、繰越明許費でございます。

繰越明許費についてはこちらの表に記載してございますが、３民生費、１社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1,150万円は、申請期限が翌年度まで認められているため繰越しをするものでございます。

５農林水産業費、１農業費、農道・用水維持管理事業891万円は、比奈久保橋の補修設計がネクスコ等との協議に時間を要しているため、繰越しをするものでございます。

続きまして、事項別に御説明申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

今回は３月補正予算ということでございまして、歳入歳出とも各種の事業費がおおむね確定してきたということで、それらに伴う歳入歳出の補正が主なものでございます。

初めに、歳入です。

１款町税、１項町民税、１目個人は2,700万円の増額です。

２目法人については2,600万円の増額でいずれもコロナによる影響額が予定よりも少なかったことによるものでございます。

２項固定資産税、１目固定資産税3,900万円の減額は、コロナの影響による課税額の減免によるものでございます。

４項市町村たばこ税、１目市町村たばこ税は見込みにより171万円の減額でございます。

５項入湯税、１目入湯税についても、見込みにより88万円の減額でございます。

６項砂利採取税、１目砂利採取税も見込みにより22万円の減額でございます。

２款地方譲与税、３項森林環境譲与税、１目森林環境譲与税は、農林業センサスの私有林人口面積が更新されたことにより９万2,000円の減額でござ

います。

12款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税は、普通交付税の再算定により１億1,822万3,000円の増額でございます。

14款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金については1,484万2,000円の減額でございます。

説明欄に内訳を記載してございますが、いずれも児童数の増減や所得階層の確定、保育単価の確定などによるものでございます。

14、15ページをお願いします。

15款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料は15万9,000円の増額でございます。ヒルズタウン丸山の駐車場が当初２台分を見込んでおりましたが、11台になったことによるものでございます。

２目衛生使用料は840万円の減額でございます。説明欄の健康福祉センター等施設使用料でございまして、ワクチン接種等により休館したことによる減額でございます。

５目土木使用料は352万円の減額で、入退去などによる住宅使用料の減でございます。

６目教育使用料は73万2,000円の減額でございます。

１節の幼稚園使用料は緊急事態宣言などにより延長保育の受入れを中止したことによるものでございます。

３節の生涯学習センター使用料については、利用制限などによる減額でございます。

２項手数料、３目農林水産業手数料は31万3,000円の増額で、１節の林業手数料の入猟承認手数料については、実技研修などにより入猟者が増になったものでございます。

16款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金は2,215万2,000円の増額でございます。

１節障害者福祉費負担金は、それぞれサービス利用者の増や過年度の精算などにより2,087万1,000円の増額でございます。

２節の児童福祉費負担金は50万6,000円の増で、対象者の増減や過年度の精算によるものでございます。

３節の保険基盤安定負担金は、国保会計分と介護保険分の確定によるものでございます。

２目の衛生費国庫負担金258万1,000円は、見込みによる増額でございます。

２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金は108万9,000円の減額でございます。

２節の障害者福祉費補助金は25万1,000円の増額で、サービス利用者の増によるものでございます。

３節子ども・子育て支援交付金は３万6,000円の減で、見込みによるものでございます。

16、17ページをお開きください。

５節児童福祉費補助金130万4,000円の減額は、確定によるものでございます。

２目衛生費国補助金は888万9,000円の減額でございます。

１節の保健衛生費補助金のがん検診推進事業と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、見込みによる減額でございます。

３目土木費国庫補助金は146万2,000円の減額でございます。家賃対策事業、住宅関連事業、住まいづくり応援制度事業、いずれも確定見込みにより減額をするものでございます。

４目教育費国庫補助金は120万3,000円の減額で、それぞれ確定見込みによる減でございます。

５目の循環型社会形成推進交付金64万8,000円の減につきましては、浄化槽の設置基数の減によるものでございます。

６目社会資本整備総合交付金は161万4,000円の減額で、内示額の確定によるものでございます。

７目総務費国庫補助金115万7,000円の増額は、個人番号カードの確定見込みによるものでございます。

17款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金は796万4,000円の増額でございます。

１節の保険基盤安定負担金159万3,000円の減額は、確定見込みによるものでございます。

３節の障害福祉費負担金は、サービス利用者の増などによるものでございます。

４節児童福祉負担金についても対象者数の増減などによるものでございます。

２項県補助金、１目県補助金は485万4,000円の減額で、１節の地籍調査費補助金と２節水源環境保全・再生市町村補助金の事業費の確定によるものでございます。

18、19ページをお開きください。

２目民生費県補助金は129万6,000円の増額でございます。

３節障害者福祉費補助金12万5,000円の増で、サービス利用者の増によるものでございます。

４節児童福祉費補助金は120万7,000円の増額で、こちらも見込みによるものでございます。

５節子ども・子育て支援交付金は３万6,000円の減額で、対象者の減によるものでございます。

３目衛生費県補助金は156万7,000円の減額で、見込みによる減額でございます。

６目商工費県補助金は15万1,000円の減額で、環境整備公社への直接補助と変更したため減額をするものでございます。

７目消防費県補助金60万3,000円の減額は、地震防災関連整備事業の確定によるものでございます。

８目教育費県補助金は29万6,000円の減額で、放課後子どもプラン推進事業の教室休止などによるものでございます。

３項委託金、１目総務費委託金75万6,000円の減額は、経済センサス調査費の確定や衆議院議員選挙費の確定によるものでございます。

３目商工費委託金は38万4,000円の増額でございますが、道の駅のトイレの修繕の負担金でございます。

18款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金43万2,000円の増額は、説明欄に記載の各基金の利息の確定見込みによるものでございます。

財産貸付収入は10万9,000円の減額で、見込みによるものでございます。

２項財産売払収入、１目不動産売払収入は105万2,000円の増額で、認定外道路の廃道敷などを払下げをしたものでございます。

２目車両売払収入は60万円の増額で、防災バイク12台の売り払ったものでございます。

19款寄附金、１項寄附金。

20、21ページをお開きください。

１目の一般寄附金は1,700万8,000円の増額で、一般寄附金についてはコロナウイルスの関係で寄附をいただいたもので、ふるさと応援寄附金については見込みにより増額をするものでございます。

22款諸収入、４項雑入、１目雑入は415万2,000円の増額でございます。

５節の雑入のうち、中川温泉ぶなの湯余剰金については、観光協会から町に納入されるもので、それ以外のものについては確定見込みによるものでございます。

23款町債、１項町債、６目臨時財政対策債6,788万6,000円の減額は、普通交付税の増額に伴い、借入額を圧縮するものでございます。

22、23ページをお開きください。

歳出でございます。

１款議会費、１項議会費、１目議会費は121万5,000円の減額で、こちらは全て執行残の減額でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は６万4,000円の減額でございます。

一般経費の神奈川県市町村専門職員派遣負担金は確定により60万円の増額で、その他については見込みによる減額でございます。

２目文書広報費70万3,000円の減額については、執行残の減額でございます。

４目会計管理費60万2,000円の減額も執行残でございます。

24、25ページをお開きください。

５目財産管理費は9,129万6,000円の増額でございます。

庁舎等管理事業の修繕費の増額については、機構改革に対応するためのもので、その他の庁用車管理事業、財産管理事業、事務機器等管理事業は、執行残の減額でございます。

基金管理事業については、公共施設整備基金積立金は今後の公共施設の整備のために積み立てるもので、その他は利息の確定により積立額をそれぞれ変更することでございます。

次の旧山本邸管理事業、旧三保小学校維持管理事業は、執行残の減額でございます。

26、27ページをお願いします。

７目企画費は661万8,000円の減額で、こちらは全て執行残の減額でございます。

９目町政連絡費は15万円の減額で、こちらも執行残の減額でございます。

28、29ページをお開きください。

10目交通安全対策費23万円の減額についても、執行残の減額でございます。

12目電算管理費は2,096万4,000円の増額でございます。町村情報システム共同事業の神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金については、確定により増額をするもので、その他については執行残の減額でございます。

13目地籍調査費200万1,000円の減額は、執行残の減額でございます。

14目水源環境保全・再生市町村の補助金事業者費は96万5,000円の減額で、事業費の確定見込みにより減額をするものでございます。

２項徴税費、１目税務総務費41万8,000円の減額は、執行残の減額でございます。

３項の戸籍住民基本台帳費ですが、30、31ページお開きください。

１目の戸籍住民基本台帳費は115万7,000円の増額で、地方公共団体情報システム機構交付金については、確定見込みによる増額でございます。

４項選挙費、６目衆議院議員選挙費43万8,000円の減額は、確定よる減額でございます。

５項統計調査費、２目指定統計費は44万5,000円の減額で、確定による執行残の減額でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費は13万7,000円の減額で、研修の中止による減額でございます。

４目の老人福祉費は515万3,000円の減額で、敬老事業については執行残の減額でございます。

32、33ページをお開きください。

高齢者等の生活支援事業の移送サービス委託料については回数の増により総額をするもので、神奈川県後期高齢者医療運営事業については確定によるものでございます。

５目障害者福祉費は3,846万8,000円の増額でございます。

在宅障害者支援事業については見込みにより減額、障害者自立支援給付事業についてはサービス利用者の増による増額でございます。

地域支援事業の障害者理解者普及啓発事業謝礼については、福祉大会の中止による減額で、日常生活用具給付費は利用者の増によるものでございます。

６目国民健康保険事業特別会計繰出金は50万7,000円の減額で、保険基盤安定繰出金と保険財政安定化繰出金はそれぞれ決定に伴うものでございます。

34、35ページをお開きください。

７目介護保険事業特別会計繰出金1,029万1,000円の増額は確定見込みによるもので、介護保険事業特別会計へ繰出しするものでございます。

２項児童福祉費、１目児童福祉総務費215万7,000円の減額は、小児医療費助成事業の医療審査請求事務手数料は見込みにより減額をするもので、助成医療費については見込みにより増額をするものでございます。

放課後児童クラブ運営事業は感染症対策を強化するため、委託料を増額をするものでございます。

子育て支援事業の償還金利子及び割引料は過年度精算による国や県への返還金でございます。その他については全て執行残の減額でございます。

２目児童措置費88万円の増額は見込みによる増額でございます。

３目保育園費は102万8,000円の増額でございます。

36、37ページをお願いします。

保育園維持管理事業の光熱水費は手洗いなどの増加により、水道料が増となったもので町外保育所児童委託料については利用月数が増えたことによる増額でございます。

５目認定こども園費は152万3,000円の減額でございます。

認定こども園運営事業は、執行残の減額でございます。

認定こども園維持管理事業の光熱水費については、手洗いなどの増加によ

り水道料が増となったものでございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費は187万3,000円の増額でございます。

健康づくり事業については見込みにより減額、一般経費については抗原検査キットを200セットやパルスオキシメーター20個を購入するものでございます。

健康福祉センター管理事業については、原油高騰による燃料代の増や見込みによる下水道使用料の増で、その他については執行残の減額でございます。

また山北診療所管理運営事業、森林ふれあいセラピー運営事業についても執行残の減額でございます。

38、39ページをお開きください。

こちらの会計年度任用職員経費についても、見込みによる減額でございます。

２目予防費は860万2,000円の減額でございます。

予防接種事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は見込みや執行残による減額で、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、ワクチン接種業務委託料については３回目の追加接種による増額で、その他については見込みにより減額をするものでございます。

３目の環境衛生費は97万7,000円の減額でございます。

美化推進事業、環境保全事業は、執行残の減額でございます。

40、41ページをお開きください。

地区水道助成事業は八丁地区に助成をするもので、２分の１の補助率でございます。

２項清掃費、１目清掃総務費351万の減額は、浄化槽設置基数事業の基数の減によるものでございます。

４目の町設置型浄化槽事業特別会計繰越金は20万円の減額で、確定見込みによる減額でございます。

４款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費は201万4,000円の減額で、事業の中止や執行残の減額でございます。

５目の農地費は31万2,000円の減額で、オリーブサミットの欠席による減額

でございます。

２項林業費、２目林業振興費は21万2,000円の減額でございます。

42、43ページをお開きください。

林業振興費は森林環境贈与税を活用しているため、消耗品費とナラ枯れ被害木伐採・くん蒸業務委託料、間伐材搬出奨励金を減額し、林道新設改良工事で組替えをするものでございます。

水源地域交流事業は、中止のため減額をするものでございます。

３目猟区管理費は12万6,000円の増額でございます。

入猟承認料の増額分を規定により、猟区管理委託料を増額をするものでございます。

６款商工費、１項商工費、２目商工業振興費は126万6,000円の減額でございます。

町商工会助成金は、食料等配送支援助成の増額で50セットを見込んでおります。その他については執行残の減額でございます。

３目観光費は190万5,000円の減額でございます。

観光施設維持管理事業は執行残の減額、観光振興事業の丹沢湖花火大会助成金は中止による減額、道の駅「山北」運営助成金はトイレの修繕による増額でございます。

ふるさと応援寄附金活用事業は見込みにより増額をするもので、D52を活用した元気なまちづくり事業は見込みにより減額をするものでございます。

44、45ページをお開きください。

４目商品券特別会計繰出金は92万4,000円の減額で、見込みによる減額でございます。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費は55万円の減額で、新東名関係の執行残の減額でございます。

２項道路橋梁費、１目道路維持費は50万円の増額でございます。

橋梁点検等業務委託料は執行残の減額で、町内一円除雪作業費については見込みにより増額をするものでございます。

２目道路新設改良事業364万2,000円の減額は、執行残の減額でございます。

３項河川費、２目丹沢湖砂利浚渫費は256万3,000円の減額で、執行残の減

額でございます。

６項住宅費、１目住宅管理費は177万4,000円の減額でございます。

46、47ページをお開きください。

町営住宅管理事業、特定公共賃貸住宅管理事業については、見込みによる減額でございます。

地域優良賃貸住宅管理事業の積立金については、見込みにより26万9,000円の増額でございます。

８款消防費、１項消防費、２目非常備消防費は187万6,000円の減額で、退職消防団員報酬金は７人になったもので、被服費は新入団員が５人となったことにより減額でございます。

３目の消防施設費は26万2,000円の増額で、消防施設維持管理事業の修繕費は、漏水している大蔵野地区の防火水槽を緊急に修繕をするものでございます。

その他、消防施設整備事業については執行残の減額でございます。

５目防災対策費は728万1,000円の減額でございます。

防災設備等維持管理事業の光熱費は電気代の不足分、修繕費についてはＪアラートの修繕でございます。

防災行政無線デジタル化整備工事については、執行残の減額でございます。

防災訓練事業については防災訓練が中止のため、減額をするものでございます。

48、49ページをお開きください。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費は1,381万7,000円の減額で、教育振興事業、教職員健康管理事業、給食事業、児童生徒援助事業は執行残の減額でございます。

一般経費の国庫支出金返納金については三保小学校の閉校に伴い、国庫補助金で整備したものの返還金が生じたものでございます。

新型コロナウイルス感染症防止学習支援・教育環境整備事業の修学旅行キャンセル料補償金は、山北小学校の修学旅行が中止のためキャンセル料が発生したものでございます。

その他の事業については執行残の減額でございます。

50、51ページをお開きください。

３目奨学補助費は18万円の減額で、人数の減によるものでございます。

２項川村小学校費、１目学校管理費は16万5,000円の増額でございます。

光熱水費はエアコンの使用の増などによる電気料の増額などで、教室改修工事については執行残の減額でございます。

３項山北中学校費、１目学校管理費は243万円の増額でございます。

事業費につきましては、それぞれに見込みによる増減でございます。

土地借上料については、山北中のプール用地を返却まで３か月借りているもので、その代金でございます。

土地借上解約負担金については地権者との交渉において、町が負担することとなった費用でございます。

２目教育振興費は30万円の減額で、大会等派遣の見込みにより減額をするものでございます。

52、53ページをお開きください。

４項幼稚園費、１目幼稚園費は116万3,000円の減額で、見込みにより減額をするものでございます。

５項社会教育費、１目社会教育総務費は40万5,000円の減額で、執行残の減額でございます。

３目青少年育成費80万円の減額は、放課後子ども教室の見込みによる減額でございます。

４目生涯学習センター費513万6,000円の減額は、全て見込みや執行残の減額でございます。

54、55ページをお開きください。

６項保健体育費、１目保健体育総務費は56万4,000円の減額で、中止による減額でございます。

２目体育施設費は438万4,000円の減額で、見込みや執行残の減額でございます。

11款交際費、１項交際費、２目利子については801万1,000円の減額で、利率の変更による償還利子の減でございます。

56、57ページをお開きください。

12款諸支出金、１項土地開発公社費、１目土地開発公社費は13万3,000円の減額で、土地開発公社の助成事業でございます。

町の代行取得していただいているものの借入率が下がったことによるものでございます。

13款の予備費については324万4,000円を減額するものでございます。

58、59ページをお開きください。

給与費明細書でございます。変更に伴うものですので、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明については以上でございます。

議　　長　　ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。　　（午前10時27分）

議　　長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。　　（午前10時40分）

議案第17号についての説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

１番、瀬戸恵津子議員。

１　番　瀬　　戸　　19ページの一番下の庁用車売払収入、防災バイクを売り払ったと伺ってますが、理由は。

議　　長　　総務防災課長。

総務防災課長　　防災バイク50ｃｃのバイクなんですが、全部で12台あるんですが、これが現在役場とか、あと支所、あといくつかの詰所、消防のほうに配置してるんですが、利用実態が全然ないということで調べた結果、役場でも消防団でも利用はしていないということなので、ここで処分することにいたしました。

議　　長　　瀬戸恵津子議員。

１　番　瀬　　戸　　多分、大規模な災害がなく使うことがなかったということが大きいんじゃないかと思うんですけれども、車が入らないようなところに行くとか、情報収集とかということでそろえたと伺ったんですけど、それに代わるような何か今度、今どきはドローンでやるとか、そういう何か新たな方策が考えてらっしゃるのかなということを伺いたい。

議　　長　　総務防災課長。

総務防災課長　　オートバイを購入したときから比べて、私たちが持っているスマホとか、そういうものも普及しておりますので、そういうものでどんどん情報を集められるということで、バイクは廃止するということにいたしました。

１番　瀬　戸　　もう一点。

議　　長　　１番、瀬戸恵津子議員。

１番　瀬　戸　　次のページの、21ページの中川温泉ぶなの湯余剰金350万という、これは、指定管理者300万円払っても、なおかつ、こういう剰余金が出るというよい状況になっているということなんでしょうか。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　ぶなの湯の余剰金なのですが、ぶなの湯につきましては、税務署からの指導に基づきまして、決算時に繰越金として繰り越せる枠が上限が定められております。その中で、コロナ禍でも非常に多くの利用がありまして、その上限を超してしまった関係がありまして、今回、町で支払っていただくということになります。

議　　長　　瀬戸恵津子議員。

１番　瀬　戸　　消費税の関係もあるんでしょうか。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　いえ、あくまでも利用料の部分になります。

１番　瀬　戸　　もう一回。

議　　長　　瀬戸恵津子議員。

１番　瀬　戸　　ぶなの湯は、前から修繕とかにすごくお金がかかったりなんかしていると思うんですけれども、観光協会に関することかもしれませんけれども、ちょっとここで町の考えを伺っておきたいんです。修繕するとかのための基金とか、ため込んではいけないという形になる解釈なんでしょうかね。税理上のそういうことであるのは分かりますが、ぶなの湯としての基金みたいな形はできないでしょうかね。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　もともと、ぶなの湯の修繕の関係もありまして、積立てという形をさせていただいた経過がございます。まさしくその部分に対して、税務署のほうが指導が入ってしまいまして、この精算処理を、必要性があるという指摘を受

けました。町のほうでは、指定管理料として、既に300万円頂きまして、その範囲内で工事などのほうもさせていただいております。しかしながら、基本協定の中に、この料金収入の部分が規定されているのが、第24条３項というのがあるんですが、利用料金等の収入に増減があったとしても、この町への指定管理料、そこの部分の数字を動かすことはないという形が明言されておりまして、それの関係で、今回雑入として、計上させていただいております。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13　番　石　　田　　13番、石田でございます。

37ページの衛生費、保健衛生総務費の一般経費なんですけれども、一般経費262万2,000円、この中に抗原検査キットが200セットという御説明いただきましたけれども、これは、先般配布した分だと思うんですけども、その効果の検証、それによって、陽性者が分かったとかといった何かその効果についてお聞きいたします。

議　　長　　保険健康課長。

保 険 健 康 課 長　　こちら、今回新たに200セットということですが、１セット10回確認ができるものになっておりますので2,000回分になります。前回希望者の方にお配りした件は、以前にも購入していたものを配布にしました。その当日の夕方、ニュースで、もう品切れだというようなニュースが流れまして、本当に町としては、タイムリーに配布できたのかなというふうに考えております。

利用については、ここで、今年に入って、かなり陽性の方が増えてきておりまして、症状のある方については、随時まだお配りしているんですけれども、何かあった際には安心していられるというような御意見で、非常に好評の御意見をいただいております。これがあったから助かったというような具体的に御意見をいただいたということは、まだ聞いておりませんけれども、町としましては、この配布が町民にとって本当にいいものだったというふうには考えております。

議　　長　　石田照子議員。

13　番　石　　田　　それでは、前回の配布が非常に好評であったので、また200セットを配布したいというようなことで、ここに計上されているのだと思うんですけれども、

前回配布の分が消費期限というんでしょうか、期限がありますよね。多分５月と聞いておりますけれども、そうすると、ほとんどの方が使わずに期限が切れてしまうんではないかなというのを懸念したんですけども、そのときに、私の周りの皆さん非常に喜んで、こぞってもらいに行ったようではありますけれども、何か期限があるとなると非常に無駄遣いなのかなと、そのとき感じたんですけども、好評だから、また200セット追加するというような考えで、効果が出たとかという、そういう考えではないわけですよね。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　配布の後、町民の方からまだ欲しいというような、もらってない、手に入れてない方からの御意見もいただいておりますので、そういった方に対して、前回配れなかった方を中心に次回配りたいなというふうに考えておりますけれども、どうしても消費期限がありますので、まだ大体５月というのが前回のものですので、まだ購入はしておりませんけれども、できるだけ長い期限のものを購入して、町民の方に安心に生活できるようにしていきたいなというふうに思っております。

議　　長　　副町長。

副　町　長　　期限があるものについて無駄遣いだというふうなことは、今現在、３月ですが、５月末の期限があるのは、期限があまりないので無駄遣いだというふうには考えてございません。その辺のところは、やはり安心料ということで、町民の方が必要なときにお医者さんに行かなくても自分で調べられるということで安心料ということで考えておりますので、無駄遣いというのは、ちょっとその辺はよろしくお願いします。

議　　長　　石田照子議員。

13　番　石　田　　安心料にしては、ちょっと高いのかなとかと思いますけれども、それだったらば、町にいつでも置いてありますから、不安のある方はいつでも無料でお配りしますよ、お届けしますよというようなＰＲすればいいことであって、全体に配るのもどうなのかなと思うんですけれども、先ほどの課長のお話では、そうしますと今回お配りするものに対しては、私が思っているのは期限、たしか２年くらいあるんですね。そういうものもあるので、そうすると金額も高くなるのかどうか分かりませんけれども、なるべく期限が長いもののほ

うが有効活用できるのかなと思います。

以上です。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　今回、前回と同じ品物を考えておりましたけれども、そういったことも調査して、できるだけ期限についても対応できるようなものを考えていきたいなというふうに思っております。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番堀口　　11番、堀口です。

33ページ、障害者福祉費のところですけども、3,846万8,000円、説明では、サービス利用者増ということで書かれているんですけど、これはコロナ禍で、やっぱり障がい者の対象になられる方が増えているという解釈でよろしいんでしょうか。

議　　長　　福祉課長。

福祉課長　　コロナが影響して、障がい者の数が増えているということはございません。その前からのコロナに関係なく障がい者全体の数が増えているということと、御利用されているサービスの種類ですとか量が増えているといったことで増額補正をさせていただいているものでございます。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、冨田陽子議員。

12番冨田　　25ページの財産管理費の中に、旧山本邸管理事業の工事請負費が執行残になっておりますが、これはたしか予算の説明のときに、ＳＵＰ関係のことで進入路改修工事をされるという話でしたが、この執行残になった要因というのは何でしょうか。

議　　長　　財務課長。

財務課長　　当初予定していた金額よりもかなり安く進入路の工事ができたということが大きな要因でございます。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

９番、府川輝夫議員。

９番府川　　35ページの児童福祉総務費の中で放課後児童クラブの関係で、感染症防止

対策強化業務委託料35万5,000円、この事業の内容を御説明いただきたいと思います。

議　　長　　福祉課長。

福　祉　課　長　　川村小学校内に設置してます学童の施設の消毒作業ということになりますが、昨今のオミクロン株の拡大、どうも最近はピークアウトしたのかなというような印象があるわけなんですが、まだまだ続いております。そういった状況の中で、学童を、緊急事態宣言が出たときも小学校は休校になりましたけれども、学童は就労する保護者等の影響が大きいということで閉めることがなかなかできませんので、継続して行うというのがもう既に前提にありますので、今、感染が子どもの中にも増えているといったこと。それから、新学期が始まるといったタイミングもございますので、ここで委託料を計上させていただいて、施設内の消毒作業をさせていただくというものでございます。

議　　長　　府川輝夫議員。

９　番　府　　川　　お話の内容は分かりましたけども、これは定期的に、例えば週１回やるとかそういったものなのか、その辺のことをちょっと御説明願えますか。

議　　長　　福祉課長。

福　祉　課　長　　ふだんの消毒は、もちろん毎日支援員がやってございますが、今回計上させていただいたものは、一気に１日かけてやるというものでございます。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

議　　長　　13番、石田でございます。

51ページの山北中学校費の学校管理費なんですけれども、土地借上料でプール用地を３か月間借り上げというような御説明いただきました。また、土地借上解約負担金、これもプールという御説明なんですけれども、令和３年度の予算計上に、この土地借上料が126万9,000円計上されておりますので、この３か月間の土地借上料ということと、この解約負担金について、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

議　　長　　学校教育課長。

学 校 教 育 課 長　　この３か月の借り上げになるんですけれども、当初で計上させていただ

いた土地借上料につきましては、地主さんとの契約上、１月から12月までの契約になっておりまして、今年度のやつは、前年度の１月から今年度の12月までの分が計上させていただきました。ここで３月いっぱいでプールを解体し終わりまして地主さんにお返しすると。そこまで、まだ借りている状態でございますので、その分を計上させていただきました。

それと、土地借上解約負担金につきましては、プールの敷地の中に構造上、畦畔が入ってございます。そちらの処理等の地主さんとのお話合いの中でその中で負担金ということで計上させていただいております。

議　　長　　石田照子議員。

13　番　石　田　　解約料というよりは除去費みたいなそんなイメージですか。

議　　長　　学校教育課長。

学校教育課長　　畦畔ですので国有地になっていますので、そちらのほうを地主さんのほうが取得するための経費とか、その辺になってくると思うんですけども。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議がないので、議案第17号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第18号　令和３年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第18号　令和３年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。

令和３年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,197万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億7,109万9,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳出予算予算補正」による。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による県支出金、保険給付金の減額で、歳入歳出それぞれ5,197万9,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　それでは、議案第18号　令和３年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

最初に、今回の主な補正は、歳入の国民健康保険税、保険給付費等交付金と保険基盤安定繰入金の減額。歳出の主なものとして、一般被保険者療養給付費、国民健康保険事業費納付金の減額をします。また、今回不測の疫病等に係る医療費の伸びに対応するため、基金の積立てを行います。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症により、保険給付費とそれに伴う納付金が減少しておりますが、高齢者を中心とした医療費の高額化や高額薬価により、療養給付費につきましては大きく変動することもあるため、今後の推移においても予断を許さない状況となっておりますので御理解をお願いします。

それでは説明させていただきます。２ページ、３ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、１款の国民健康保険税から８款の国庫支出金まで5,197万9,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、１款の総務費から８款の基金積立金まで、歳入と同額の5,197万9,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

６ページ、７ページをお開きください。

１款１項１目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者の減によるもので、390万3,000円の減でございます。

３款１項１目の保険給付費等交付金普通交付金につきましては、被保険者の医療費の減少によるもので、4,293万円の減額でございます。

３款１項２目の保険給付費等交付金特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特定健診負担金分の交付額確定によるもので、469万7,000円の減額でございます。

４款１項１目の一般会計繰入金につきましては、３節の保険基盤安定繰入金保険税軽減分繰入金は、交付額の確定により278万2,000円の減額でございます。

４節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、交付額の確定により、138万2,000円の増額でございます。

５節の財政安定化支援事業繰入金は、交付額の確定により、89万2,000円の増額でございます。

８款２項２目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムに係る補助金で3,000円でございます。

８款２項３目の国民健康保険災害等臨時特別交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置に対する補助金で、５万6,000円でございます。

８ページ、９ページをお開きください。

歳出でございますが、１款２項１目の賦課徴収費につきましては、賦課徴収に係る通信運搬費の減で、20万円の減額でございます。

２款１項１目の一般被保険者療養給付費につきましては、医療費の減少に伴い、4,300万円の減額でございます。

２款１項６目の傷病手当金につきましては、国民健康保険加入被保険者が新型コロナウイルスに感染したもの、または感染し発熱等の症状があり、感染の疑いがある方が労務に服することができない期間に支給されるもので、20万円でございます。

３款１項１目の一般被保険者医療給付費分につきましては、納付金額確定によるもので、1,833万6,000円の減額でございます。

４款１項１目の特定健康診査等事業費につきましては、健診受検者減によ

るもので、20万円の減額でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

７款１項１目の予備品につきましては、調整の結果、115万7,000円を増額させていただくものです。

８款１項１目の財政調整基金積立金につきましては、疫病等不測の医療費に対応するための基金で、840万円でございます。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第18号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　御異議ないので、議案第18号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　挙手全員。よって議案第18号は、原案どおり可決されました。

日程第12、議案第19号　令和３年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第19号　令和３年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和３年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ750万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億9,407万9,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、後期高齢者医療

広域連合納付金の増で、歳入歳出それぞれ750万1,000円を増額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　それでは、議案第19号　令和３年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

13、14ページをお開きください。

第１表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入は１款後期高齢者医療保険料から５款諸収入まで750万1,000円増額するものです。

歳出は１款の総務費と２款の後期高齢者医療広域連合納付金と、歳入と同額の750万1,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

15、16ページをお開きください。

歳入でございますが、１款１項１目の後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の所得増によるもので、678万8,000円の増額です。

３款１項１目の事務費繰入金につきまして、広域連合の補助金の確定、健康診査受診者の増に伴うもので94万1,000円の増額です。

３款１項２目の保険基盤安定繰入金につきましては、負担金額確定によるもので７万1,000円の増額です。

５款２項１目の雑入につきましては、健康診査事業補助金額確定によるもので、29万9,000円の減額です。

17、18ページをお開きください。

歳出でございますが、１款１項１目の一般管理費につきましては、健康診査受診者増によるもので、64万2,000円の増額です。

２款１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付金と保険基盤安定制度拠出金の年間見込額により、685万9,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第19号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第19号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第20号　令和３年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第20号　令和３年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）。

令和３年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,208万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,961万7,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、浄化槽設置事業の減であり、歳入歳出それぞれ2,208万7,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　上下水道課長。

上下水道課長　　それでは、議案第20号　令和３年度山北町町設置型浄化槽特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

20、21ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、１款分担金及び負担金から５款繰入金まで補正額2,208万7,000円の減で補正後の額は2,961万7,000円でございます。歳出につきましては、１款事業費と２款予

備費を合わせまして、歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

24、25ページをお開きください。

まず歳入でございます。１款１項１目の町設置型浄化槽分担金は２万5,000 円減額するものでございます。３款１項１目の循環型社会形成交付金につきましては、当初５基を予定しておりましたが、今年度は５人槽１基、７人槽１基の２基設置のため､761万1,000円を減額するものでございます。４款１項１目の町設置型浄化槽事業補助金は同じく２基設置のため、1,425万1,000円を減額するものでございます。５款１項１目一般会計繰入金につきましては、同じく２基設置のため、20 万円を減額するものでございます。

続きまして、26、27ページをお開きください。

歳出でございます。１款１項１目浄化槽整備費の工事請負費を当初５基を予定しておりましたが、本年度は２基設置のため、2,491 万 8,000 円を減額するものでございます。２款の予備費につきましては、調整により 283 万1,000円増額し、補正後の額は1,331万6,000円でございます。

説明は以上になります。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第20号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

９番、府川輝夫議員。

９　番　府　　川　　今の説明で５基予定していて２基できましたよと。できなかった、もくろんでいた、あと３基はどういう内容なのか、御説明いただければありがたいと思います。

議　　長　　上下水道課長。

上下水道課長　　町設置の浄化槽の設置につきましては、あくまでも地主さんの意向によって設置されるもので、町としても仕掛けてできるものでもないので、どうしても地主さんの意向によるものなので、なかなか予定どおり設置することができないような状況になっております。

議　　長　　府川輝夫議員。

９　番　府　　川　　それは承知しているんですけども、聞きたかったのは、大きい槽だから、なかなか負担的に難しいという地主さんの意向なのか、その辺の状況を概要

で結構ですので、説明していただければと思います。

上下水道課長　設置できないのは、どうしても、大きいほうの、事業用の人槽になるんですけど、なかなか営業をしながら切替えをするとなると、それだけの大きな人槽になると、それだけの広い土地が必要になりますので。三保地域ですと、急峻な土地で、なかなかそれだけ広い土地がないので、営業をしながら事業系の方が切り替えるというのは、なかなか難しい状況がございます。

議長　府川輝夫議員。

9番府川　以前からそういった説明を受けているわけで、なかなか大きいところに対して、次期以降の達成率も難しいんだろうと思いますけども。その辺の質問は、多分、特別予算委員会か何かでどなたかされるでしょうから、現状は御理解させていただきました。

議長　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長　御異議ないので、議案第20号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

挙手全員。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第21号　令和３年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長　議案第21号　令和３年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。

令和３年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,323万7,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、確定見込み等による保険給付費の増であり、歳入歳出それぞれ199万5,000円を増額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　それでは、議案第21号　令和３年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

29、30ページをお開きください。

第１表の歳入歳出予算補正でございます。歳入は、２款分担金及び負担金から７款の繰入金まで199万5,000円の増額を行うものです。歳出は、１款総務費から５款基金積立金まで、歳入と同額の199万5,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

33、34ページをお開きください。

歳入でございますが、２款１項１目の地域支援事業負担金につきましては、１節の介護予防日常生活支援総合事業負担金ですが、新型コロナウイルスの影響で介護予防教室が中止になった期間があり、利用者負担金として、27万7,000円の減額でございます。２節の２事業負担金ですが、同じく新型コロナウイルスの影響で会食サービス事業が中止になったことにより、４万4,000円の減額でございます。

４款１項１目の介護給付費交付金につきましては、交付額の見込みにより88万4,000円の減額でございます。

４款１項２目の地域支援事業交付金につきましては、交付額の見込みにより39万4,000円の増額でございます。

５款１項１目の介護給付費負担金につきましては、法定給付費の見込みにより756万5,000円の減額でございます。

５款２項１目の調整交付金につきましては、財政調整交付金の見込みにより1,278万3,000円の減額でございます。３目の地域支援事業交付金（包括的

支援事業・任意事業）につきましては、交付額見込みにより27万3,000円の減額でございます。10目の介護保険災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響による保険料の減免措置が認められたことにより、１万4,000円でございます。

６款２項２目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、見込額により13万6,000円の減額でございます。

７款１項１目の一般会計繰入金につきましては、見込みにより１節の介護給付費繰入金につきましては、1,186万1,000円の増額でございます。２節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、見込みにより25万8,000円の減額でございます。

35、36ページをお開きください。

３節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、見込みにより13万6,000円の減額でございます。

４節の１号被保険者保険料負担軽減分繰入金につきましては、見込みにより27万7,000円の増額でございます。

６節の事務費繰入金につきましては、見込みにより145万3,000円の減額でございます。

７款２項１目の介護給付費基金繰入金につきましては、見込みにより1,325万8,000円の増額でございます

37、38ページをお開きください。

歳出でございますが、１款１項１目の一般管理費につきましては、コロナにより出張が減ったことにより、７万4,000円の減額でございます。

１款２項１目の賦課徴収費につきましては、通信運搬費減と帳票等印刷で同封物の削減ができたことにより、13万円の減額でございます。

１款３項１目の認定調査費につきましては、１節の報酬は61万7,000円、２節の旅費は１万5,000円それぞれ認定調査員分の減額でございます。11節の役務費は主治医意見書手数料の見込みにより61万7,000円の減額でございます。

２款１項１目の介護サービス等給付費につきましては、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護サービス計画給付負担金、地域密着型サービス給付費負担金は増えましたが、施設介護サービス給付負担金、居宅介護福祉用具

購入負担金は利用者利用件数が減っており、実績見込みにより2,420万9,000円の増額でございます。

39、40ページをお開きください。

２款２項１目の介護予防サービス等給付費につきましては、介護予防サービス計画給付負担金は増えましたが、地域密着型介護予防サービス給付負担金は利用件数が減ったため、実績見込みにより164万円の減額でございます。

２款３項１目の審査手数料につきましては、国保連への給付費、審査手数料で実績見込みにより12万円の増額でございます。

２款４項１目の高額介護サービス費につきましては、実績見込みにより80万円の減額でございます。

２款５項１目の特定入所者介護サービス費につきましては、法改正があり、負担限度額が上がったことなどにより、670万円の減額でございます。

２款６項１目の高額介護サービス費につきましては、利用件数が減っており、実績見込みにより30万円の減額でございます。

41、42ページをお開きください。

３款２項１目の一般介護予防事業費の介護予防普及啓発事業につきましては、コロナの影響で事業が中止になったため、６万5,000円の減額でございます。介護ボランティアポイント制度事業につきましては、介護予防の開催減により、22万2,000円の減額。通所型介護予防事業につきましては、転倒骨折予防教室が一部中止になったことにより、84万8,000円の減額でございます。会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、介護予防教室が一部中止になったことにより、看護師、ヘルパー等の報酬、期末手当、社会保険料の補正により、139万3,000円の減額でございます。

３款３項１目の包括的事業につきましては、生活支援体制整備事業はコロナの影響で協議体構成員の研修等が中止になったことにより、９万5,000円の減額でございます。認知症総合支援事業、コロナの影響でサポート員の研修がオンライン形式になったことにより、6,000円の減額でございます。認知症地域支援ケア向上事業につきましては、コロナの影響で認知症カフェが一部実施できなかったため、５万3,000円の減額でございます。

43、44ページをお開きください。

３款３項２目の任意事業費につきましては、成年後見制度利用支援事業ですが、成年後見人制度の後見人への謝礼金の見込みにより９万6,000円の減額でございます。地域自立生活支援事業につきましては、会食サービスの中止により、62万円の減額でございます。介護相談員事業につきましては、一部相談事業が中止になったことにより、17万4,000円の減額でございます。

５款１項１目の介護保険給付費基金積立金につきましては、積立額の確定により、786万9,000円の減額でございます。説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第21号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13　番　石　　田　　13番、石田でございます。

38ページの保険給付費、介護サービス等給付費なんですけれども、先ほど、施設介護サービスや福祉用具の減は利用件数の減だという御説明いただきましたけれども、その上の居宅介護サービス給付費負担金は、逆に2,400万と増えているわけですけれども、これは在宅が増えて、施設が減ったというのは何か分析はされているのでしょうか。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　特に分析はしておりませんけれども、結果的にこういうふうになったというしか、お答えできませんけれども、原因についてはよく分かりません。

議　　長　　石田照子議員。

13　番　石　　田　　多分、コロナか何かで施設よりも在宅でということを選んだ方が多かったのかなと、私は想像するんですけれども。在宅を特に推奨している結果ではないということですね。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　はい。利用者それぞれのお考えがありますので、特にこちらのほうをお勧めするとか、そういったことはしておりません。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

１番、瀬戸恵津子議員。

１　番　瀬　　戸　　瀬戸でございます。

次の40ページの特定入所者介護サービス等費のことです。670万の減額なんですが、法の改正で限度額が上がったということなんですが、限度額が上がっても、入所者の状況というのは、多分変わらないと思うのです。これは、何か救う手だてとか、何かあるのか伺います。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　基本的に法改正、介護保険法が昨年の８月から変わりまして、この制度については、非課税世帯が対象になるものでございます。どういうふうに変わったかと申しますと、利用者の預貯金の状況によって、単身であれば1,000万、夫婦であれば2,000万、そちらが基準額に今までなったんですけれども、そこが収入に応じて基準額が下がったといったところで、そういったところで町からの財政支援が弱い、言ってみれば公費負担しなくてもよくなったといったところで減額になっておりますけれども。それに対して、手だてということは、特には今のところ考えておりません。

議　　長　　１番、瀬戸恵津子議員。

１番瀬戸　　特定入所者を支援する特定入所者は住居費と、あと食費とか、基準を超えてしまって払えない方に支援するという形だと思うんですけど、670万もと金額が多いから、どういうことなのかなと、理解できませんでしたので、伺ったんですが。今のですと、1,000万も2,000万も持っていらっしゃる方の話のように聞こえてきますが、そうじゃないんじゃないかと思うんですが。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　実際に、これに該当される方が昨年の７月改正前では86名いられまして、８月以降は63名ということで。23名の方がこれに該当になったといったところでございます。今、議員おっしゃるとおり、二つ、こちら、改正がありまして、介護施設やショートステイを利用する方の食費、居住費については低所得者の方への助成を今行っておるのですけれども、在宅で暮らす方と食費、居住費にかかる公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から一定以上の収入や預貯金等をお持ちの方は食費負担額の見直しを行っていたということでございます。そういったことで、負担限度額が変わったということで、利用者、それに応じて減額が生じたといったところでございます。

議　　長　　１番、瀬戸恵津子議員。

１　番　瀬　　戸　　瀬戸です。

じゃあ、本来そんなに負担しなくても預貯金などがあるのにとか、そういう方に対しては、本来やっていけるのにもというような部分もあったのかもしれないという形で受け止めてよろしいでしょうか。本当に困っているというか、低所得者の方にはちゃんと行き届いているよという理解でよろしいでしょうか。23人減ったけど、63人の方には支援しているよということで。分かりました。

議　　長　　保険健康課長。

保険健康課長　　町では、そのとおり理解しております。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第21号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第22号　令和３年度山北町商品券特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　　議案第22号　令和３年度山北町商品券特別会計補正予算（第４号）。

令和３年度山北町商品券特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億5,051万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算はプレミアム付商品券の確定見込みによる減であり、歳入歳出それぞれ145万9,000円を減額するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　商工観光課長。

商工観光課長　　それでは、議案第22号　令和３年度山北町商品券特別会計補正予算（第４号）について、御説明いたします。

47ページ、48ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

歳入につきましては、１款財産収入と３款繰入金で145万9,000円を減額し、補正後の歳入合計額を１億5,051万円として計上させていただいております。

続いて、歳出でございます。歳出につきましては、１款商品券売払費で145万9,000円を減額し、補正後の予算額は歳入合計と同額で計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、49、50ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、１款１項１目の物品売払収入の１節商品券売払収入につきましては、プレミアム付商品券にかかる売払収入で１万8,002冊分の申込みに対し、引換え済みの商品券は１万7,895冊分でしたので、107冊分の53万5,000円を減額するものでございます。

続いて、２款１項１目の繰入金につきましては、事務費やプレミアム商品券の関連経費、会計年度の任用職員にかかる人件費相当額として、92万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

１款１項１目の商品券売払費として、145万9,000円を減額するものです。内訳ですが、商品券売払事業費としましては、107万3,000円を会計年度任用職員経費として、38万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。商品券売払事業の事業費は商品券や各種帳票類の作成に際し、予算流用させていただいたため、これを戻すものになります。役務費や委託料は引換券の発送に

かかる経費ですが、確定に伴い減額するものでございます。

また、償還金利子及び割引料はプレミアム商品券の発行冊数の減に伴い、換金代についても減額するものでございます。

会計年度任用職員の経費は見込みによる減でございます。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第22号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　御異議ないので、議案第22号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　挙手全員。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第34号　町道路線の認定について（町道275号北原線）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第34号　町道路線の認定について（町道275号北原線）。

町道路線の認定について、次のとおり道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、県道74号（小田原山北）から町道58号（堀込上野下線）までの路線を町道として維持管理費する必要が生じたため、町道の認定を提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議　　長　都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長　議案第34号　町道路線の認定について（町道275号北原線）について、御説明申し上げます。

本路線は提案理由にもありましたとおり、県道74号（小田原山北）と町道

58号（堀込上野下線）を接続する路線でありますが、今年の１月に沿線の一部の地権者から寄附行為によりまして、道路用地の提供がございました。これにより、本路線は全線にわたり道路敷地の権原を取得することができ、また同時に町道の認定基準及び認定要件を満たしたことから、町道として、維持管理するため認定するものでございます。

１枚おめくりいただきたいと思います。

位置図になりますが、緑色で示した部分が本路線でございます。起点を県道74号との接点としまして、終点を町道58号との接点としております。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。

路線番号は275です。路線の名称は北原線です。起点は山北字北原726番９です。終点は山北字北原733番２であります。路線の内訳につきましては、総延長が92メートルであり、ほかは御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、議案第34号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　御異議ないので、議案第34号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　挙手全員。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第35号　町道路線の認定について（町道276号原耕地14号線）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町　　長　議案第35号　町道路線の認定について（町道276号原耕地14号線）。

町道路線の認定について、次のとおり道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、新規路線開設に伴い、町道の認定を提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議　　長　　都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長　　それでは、議案第35号　町道路線の認定について（町道276号原耕地14号線）を御説明申し上げます。

本路線は、本町の第５次総合計画に位置づけられた新規に開設する路線でございます。今後、町道として整備するため、認定するものでございます。

１枚おめくりいただきたいと思います。

位置図になりますが、緑色で示した部分が本路線でございます。起点を町道原耕地１号線との接点としまして、終点を町道原耕地６号線との接点としております。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。

路線番号は276であります。路線の名称は、原耕地14号線であります。起点は岸字原耕地238番６であります。終点は岸字原耕地236番になります。路線の内訳につきましては、総延長112メーターであり、ほかは御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　　説明が終わりましたので、議案第35号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13　番　石　　田　　13番、石田でございます。

先ほどの説明の中でも14号線は総合計画に位置づけられているというお話でございましたけれども、総合計画の後期基本計画では、14号線は2022年に新設工事が終了の予定となっているはずなんですけれども、ここで町道認定をしていただいて、完成までのその後のスケジュールというものをお聞かせいただきます。

議　　長　　都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長　　今後の予定でございますけども、令和４年度では、予算関係のほうは計上してございませんので、令和４年度中に自前で設計のほうをしていこうと思

ってます。今現在、これから開設する路線なんですが、道路と水路も、この間、現地調査で御覧いただいたと思いますけども、水路のほうとの兼ね合いがありますので、その辺も畑の耕作者の方もいられますので、そちらのほうの調整も少し時間がかかるのかなと思ってございます。今後の予定につきましては、４年で設計を上げて、設計と用地交渉を進めさせていただいて、５年度で用地の取得、工事までいければと思っているのですけど、５年、６年ぐらいで何とか事業のほうを進められればと思っております。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11　番　堀　　口　　11番、堀口です。

道のほう、現地のほうも見させていただいたんですけれども、一応計画だと、ちょっとくねった感じの絵になっていましたので、境界の関係とかいろいろあったんだと思うんですけれど、何か地元でくねった形でというような形で決まったと。経緯みたいなのがありましたら。

議　　長　　都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長　　この路線は現地のほう、境界の確認は終わってございまして。そちらで極力折半になるような形とか、沿線の地権者の宅地も２軒ほどございますので、そちらの方々とも調整させていただいて、路線につきましては、おおむねといいますか了承をいただいておりますので。あとは、先ほど申しましたように水路の兼ね合いもありますので、そちらのほうを調整していきたいと思っております。

議　　長　　ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議　　長　　御異議ないので、議案第35号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたしま

す。　（午前11時50分）